

4号 建築物飲料水水質検査業登録基準

業種／業務内容	人的要件	物的要件	作業・機械器具等の維持管理方法
<p><b>建築物飲料水水質検査業</b></p> <p>建築物における飲料水について、水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業</p>	<p>1 水質検査を行う者（水質検査実施者）がいること。</p> <p>《資格》</p> <p>①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>②衛生検査技師又は臨床検査技師であって、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>③学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者</p> <p>④ ①から③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者※</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ヶ所以上の営業所又は2以上の登録業種の監督者等との兼任はできない。</li> <li>・特定建築物の管理技術者との兼任はできない。(免状を受けている場合)</li> </ul> <p>※「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは</p> <p>①技術士法第2条に規定する技術士(技術士法施行規則第9条、第10条及び第11条の技術部門について行われた技術士方第7条に規定する本試験に合格した者に限る。)</p> <p>②旧朝鮮教育令(昭和13年3月勅令第103号)、旧台湾教育令(大正11年3月勅令第20号)、在関東州及満州国帝国臣民教育令(昭和18年3月勅令第213号)又は大正10年勅令第328号に基づく大学又は専門学校において理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>③旧専門学校卒業程度検定(昭和18年文部省令第46号)による専門学校卒業程度検定試験(理学、医学、歯学、薬学、工学、農学、獣医学又はこれに相当する学科に係るものに限る。)に合格した者</p>	<p>1 次の機械器具を有すること</p> <p>①高圧蒸気滅菌器及び恒温器</p> <p>②フレイムレス原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置</p> <p>③イオンクロマトグラフ</p> <p>④乾燥器</p> <p>⑤全有機炭素定量装置</p> <p>⑥PH計</p> <p>⑦分光光度計又は光電光度計</p> <p>⑧ガスクロマトグラフ質量分析計</p> <p>⑨電子天びん又は化学天びん(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具等は原則、事業者が所有していなければならない。</li> <li>・同一の機械器具等で、2ヶ所以上の営業所、又は2以上の事業区分での登録を受けることはできない。</li> </ul> <p>2 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。</p> <p>①実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。</p> <p>②実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。</p> <p>③ドラフトチャンバーが設置されていること。</p> <p>④必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。</p> <p>⑤細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。</p> <p>⑥天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。</p>	<p>①水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>②水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。</p> <p>③水質検査の結果を五年間保存すること。</p> <p>④水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。</p> <p>⑤水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。</p> <p>⑥水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一、二、四及び五に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、検査結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>⑦建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>